

伊奈町耐震シェルター設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震による既存木造住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、当該住宅内に耐震シェルターを設置する所有者等に対し、耐震シェルター設置に要した費用の一部を補助することに関して、伊奈町補助金等交付規則（平成11年規則第5号。以下「規則」という。）で定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法又は精密診断法により、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者が木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

(2) 耐震シェルター 公的機関により安全性の評価を受けた耐震シェルターで、第6条に定めるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内の昭和56年以前に建築された木造一戸建て住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する兼用住宅を含む。）の1階部分に設置する耐震シェルター。

(2) 耐震診断を実施した結果、上部構造評点が1.0未満の建築物又は基礎が安全でないと診断された建築物。

(3) 伊奈町既存木造住宅耐震改修等補助金交付要綱（平成24年要綱第9号）による耐震改修に係る補助金の交付決定の通知を受けていない建築物。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、町の住民基本台帳に記載されている者

(2) 補助対象事業を実施する建築物の居住者であり、かつ所有者

(3) 町税の滞納がない者

(補助金の額)

第5条 耐震シェルター設置に係る補助金の額は、耐震シェルター設置費用に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)とし、300,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、建築物1棟に対して、1回限りとする。

3 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

(補助対象となる耐震シェルター)

第6条 耐震シェルターは、東京都「安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例紹介」最新版の装置等部門で選定された耐震シェルター(ベッドタイプ、テーブルタイプを除く)に限るものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、当該年度の12月末日までに、補助金等交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 登記事項証明書等の建築物の所有者及び建築年月日を証明することができる書類

(2) 設計図及び配置図(耐震シェルターの設置場所を表示した設計図及び配置図)

(3) 耐震診断結果報告書の写し

(4) 耐震シェルターの設置に要する費用の見積書の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、その内容が適当であると認めた場合は、補助金等交付決定通知書(第2号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第9条 補助対象者は、補助対象事業の計画の変更(町長が認める軽微な変更を除く。)をしようとするとき、又は補助対象事業を中止し、もしくは廃止しようとするときは、遅延なく補助事業等計画変更、中止(廃止)申請書(第3号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、遅延なくその原因及びこれ

に対する措置を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 町長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には、交付を取り消し、又は変更することができる。

(実績報告)

第10条 当該補助対象事業が完了したときは、当該年度の2月末日までに補助事業等実績報告書(第4号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 耐震シェルターの設置の完了が確認できる現場写真(当該現場写真は、現場の設置前、設置中及び設置後の写真とする。)

(2) 耐震シェルターの設置に係る契約書等の写し

(3) 耐震シェルターの設置に要した費用に係る内訳書及び領収書の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けた場合において、当該補助金の目的が達成されたと認めるときは、交付する補助金の額を確定し、補助金等確定通知書(第5号様式)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 補助対象者は、当該補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(第6号様式)により町長に請求しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、補助対象事業の当該取り消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、補助対象者に対し、補助金等返還命令書(第7号様式)により期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。